

(ポイント)

●ネパール政府は3月10日より、5カ国の国籍者に対するアライバルビザの発給を一時的に停止する措置を行うことを決定しました。対象国は、新型コロナウイルスの感染者数が多い、日本、中国、韓国、イタリア、イランの5カ国です。

●これからネパールに入国される方につきましては、各国のネパール大使館でビザを取得の上、当地へ来訪していただけますようお願いいたします。

また最新情報の収集に努めるとともに、体調管理に努め、日頃から人混みを避け、マスクの着用や外出後のうがい・手洗いの励行、アルコール消毒等に努めてください。

在ネパール大使館の注意喚起（安全情報20-5）

対象5カ国の国籍者へのアライバルビザの一時発給停止について

1 ネパール政府は3月10日より、5カ国の国籍者に対するアライバルビザの発給を一時的に停止する措置を行うことを決定しました。対象国は、新型コロナウイルスの感染者数が多い、日本、中国、韓国、イタリア、イランの5カ国です。

2 ネパール入国の際には、ビザ取得が必要とされていますが、従来は事前にビザを入手していなくてもトリブバン空港でアライバルビザを取得できたのですが、3月10日からは、上記5カ国の国籍者に対しては、トリブバン空港でのビザ取得ができなくなり、事前に各国のネパール大使館でビザを入手してからネパールに入国しなくてはなりませんのでご注意ください。ネパール入国ビザの申請や必要書類等の詳細につきましては、各国のネパール大使館にお問い合わせください。

なお、ネパール入国管理局のホームページによりますとビザを申請する際に、健康証明書（Health Certificate）が必要とされています。

3 また、安全情報（20-4）でもお伝えしておりますとおり、現在ネパール政府は、日本、中国、韓国、マレーシア、タイ、シンガポール、イタリア、イランの8カ国からの渡航者に対して、空港でのスクリーニング強化を行っており、サーモスキャン等で体温が測定され、体温が38度以上ある方は、さらなる検査・治療のため、ネパール国内の病院においてウイルスの検査を受けていただくことになっております。また、空港や病院において、発熱や咳・息切れ等の症状がみられる方は、定期的に検査・治療し、監視されることとなりますのでご注意ください。

4 ついては、これから日本からネパールへの渡航等をお考えの方は、在京ネパール大使館等でビザを申請し、取得してからネパールへ渡航してください。また、新型コロナウイルスに関する外務省海外安全ホームページ等をチェックするなど、最新情報

の収集に努めるとともに、インフルエンザが流行する季節でもあり、空港や人混みの多い施設を利用される際はマスクの着用や手指等のアルコール消毒をお奨めします。さらに、外出後は必ずうがい・手洗いを励行するなど予防に努めてください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○ネパール保健・人口省 (Health Emergency Operation Center)

https://heoc.mohp.gov.np/update-on-novel-corona-virus-2019_ncov/

○ネパール入国管理局

<http://www.nepalimmigration.gov.np/post/urgent-notice-about-the-suspension-of-visa-on-arrival>

○在ネパール日本国大使館

https://www.np.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

5 この病気に関する詳細については、

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○世界保健機構 (WHO) ホームページ

<https://www.who.int/>

をご参照ください。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。

(了)